

委員会提出議案第 1 1 号

亀山市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第 1 3 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日提出

提 出 者

議会運営委員会委員長 深 水 隆 司

亀山市議会議長 岡 本 公 秀 様

別 紙

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀山市条例第 号

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀山市議会委員会条例（平成１７年亀山市条例第１５１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （２）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （３）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（委員の選任） 第８条　〔略〕 ２　議長は、<u>委員</u>の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。 〔３～４　略〕 （委員長及び副委員長が<u>ともに</u>ないときの互選） 第１０条　委員長及び副委員長が<u>ともに</u>ないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。 〔２　略〕 （委員長の職務代行） 第１２条　〔略〕 ２　委員長及び副委員長<u>ともに</u>事故があ	（委員の選任） 第８条　〔略〕 ２　議長は、<u>議員</u>の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。 〔３～４　略〕 （委員長及び副委員長が<u>共に</u>ないときの互選） 第１０条　委員長及び副委員長が<u>共に</u>ないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。 〔２　略〕 （委員長の職務代行） 第１２条　〔略〕 ２　委員長及び副委員長<u>共に</u>事故がある

るときは、年長の委員が委員長職務を行う。

(招集)

第15条 [略]

- 2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(開催方法の特例)

第15条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開催場所に参集することが困難と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会を開催することができる。

- 2 前項の場合において、委員は、オンラインによる方法で出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

- 3 前項の許可を得た委員がオンラインによる方法で出席をした場合におけるこの条例の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席しているものとみなす。

- 4 オンラインによる方法を活用した委員会の運営に関し必要な事項は、議長

ときは、年長の委員が委員長職務を行う。

(招集)

第15条 [略]

- 2 委員の定数の半数以上の者から審査し、又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(開催方法の特例)

第15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延の防止の観点等から、委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開催することができる。

- 2 前項の場合において、委員は、オンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

- 3 前項の許可を得た委員がオンラインによる出席をした場合における次条、第17条第1項及び第30条第1項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。

- 4 オンラインを活用した委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定め

が別に定める。

(秘密会)

第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、オンラインによる方法を活用した委員会は、秘密会とすることができない。

[2 略]

(出席説明の要求)

第21条 [略]

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(公聴会開催の手続)

第23条 [略]

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事件を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）

る。

(秘密会)

第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、オンライン委員会は、秘密会とすることができない。

[2 略]

(出席説明の要求)

第21条 [略]

[項を加える。]

(公聴会開催の手続)

第23条 [略]

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 [略]

[項を加える。]

を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

[2 略]

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第29条 [略]

[2 略]

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

4 [略]

(記録)

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

[2 略]

[項を加える。]

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第29条 [略]

[2 略]

[項を加える。]

3 [略]

(記録)

第30条 [略] [2 略] <u>3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u>	第30条 [略] [2 略] [項を加える。]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。